



フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 (再)教育講習開催のご案内

日頃より当協会の事業運営につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第60条の2では、事業者に危険または有害な業務に従事する者に対し、能力向上のための「安全衛生教育指針」を公表し、災害多発のフォークリフト運転業務従事者を対象とした具体的教育内容が示されております。

先般もご案内申し上げましたとおり、平成5年9月30日付けをもって労働安全衛生法の一部が改正され、新たにフォークリフト運転業務従事者については、一定期間(当面5年毎)に安全衛生教育(再教育)が義務づけられる至り31年が経ちました。

この度、行政機関並びに関係されます方々の要請を受け、北海道労働局登録教習機関である当協会が標記講習会を実施し、再教育教育修了証を交付することと致しました。

つきましては、資格取得後既に5年を経過されている方、または4年を経過し5年目をむかえられた方々を対象に、下記より再教育講習会を開催いたしますので関係従業員の方々の受講について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和2年にフォークリフト運転技能講習を受講された方は上記の5年目を迎えることとなりますので、災害防止のためにもご多用とは存じますが受講されますように特にお願い申し上げます。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 開催日時 | (第4回目) 令和 7年 1月20日(月) 講習時間 8時30分～15時40分
(第5回目) 令和 7年 2月10日(月) 講習時間 8時30分～15時40分
(第6回目) 令和 7年 3月27日(木) 講習時間 8時30分～15時40分 |
|---|------|---|



- | | | |
|---|-----|------------------------------------|
| 2 | 会 場 | 駅東市民広場 イベントホール赤れんが
岩見沢市有明町南1番地7 |
|---|-----|------------------------------------|

- | | | |
|---|------|--|
| 3 | 受講対象 | ★ 令和 2年に、フォークリフト運転技能講習を修了された方。
★ 令和 2年以前に、フォークリフト運転技能講習並びに(再)教育を修了された方。 |
|---|------|--|

- | | | |
|---|------|--|
| 4 | 教育内容 | 1. 最近のフォークリフトの特徴 2 時間
2. フォークリフトの取扱と保守管理 2 時間
3. 災害事例及び関係法令 2 時間 (計 6時間) |
|---|------|--|

- | | | |
|---|-----|--|
| 5 | 受講料 | 会 員 8,705円(受講料及びテキスト代含)
非会員 9,705円(受講料及びテキスト代含) |
|---|-----|--|

再教育修了者には、修了証を交付いたします。

- | | | |
|---|------|--|
| 6 | 修了証 | |
| 7 | 申込方法 | 受講を希望される方は、別途受講申込書に6ヶ月以内に撮影した 上身無帽の写真2枚と、フォークリフト運転技能講習修了証の写し1枚(裏・表)を添えて現金又は、銀行振込みにてお申込み下さい。 |

- | | | |
|---|-----|---|
| 8 | 申込先 | 〒 068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階
岩見沢労働基準協会
電話 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770 |
|---|-----|---|

- | | | |
|---|------|--|
| 9 | 振込銀行 | 北海道銀行岩見沢支店 (普)0227569
口座名 岩見沢労働基準協会 会長 工藤修二
又は、現金書留にてご郵送下さい。 |
|---|------|--|

- | | | |
|----|-------------|-----------------------|
| 10 | 受付及び
定 員 | 受付は開始いたしております。 定員 30名 |
|----|-------------|-----------------------|



※ 受講申込書及びご入金確認後受講票を送付いたします。